

大

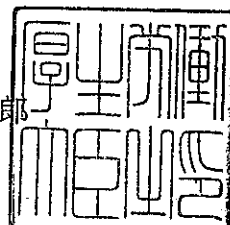
厚生労働省発食安第0816001号

平成18年8月16日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた、特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手續（平成13年厚生労働省告示第96号）第2条第2項の規定に基づき、別添に掲げる食品の安全性の審査を行うこと。



(別添)

番号	商品名	申請者
1	キリン ブナハリ茸	キリンウェルフーズ株式会社
2	カルシウム強化スキム	雪印乳業株式会社